

## 中井町敬老祝金検討委員会設置要綱

### （目的）

第1条 超高齢化社会の到来を迎え、高齢者を取り巻く環境が大きく変わりつつある状況を鑑み、敬老祝金の適正なあり方について検討するため、中井町敬老祝金検討委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その運営について必要な事項を定める。

### （所掌事項）

第2条 委員会は次に掲げる事項について検討し、その結果を町長へ報告するものとする。

- (1) 中井町敬老祝金支給事業に関すること
- (2) その他必要と認める事項

### （組織）

第3条 委員会は、委員9人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 町内の公共的団体等を代表する者
- (3) 公募による町民
- (4) 公益代表

3 委員の任期は町長が委嘱した日から報告があった日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### （委員長及び副委員長）

第4条 委員会に委員長及び副委員長各1名を置き、委員の相互によってこれらを定める。

2 委員長は、委員会を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときはその職務を代理する。

### （会議）

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### （協力の要請）

第6条 委員長は、特に必要があると認めるときは、委員以外の者に対

し、資料の提出、説明その他必要な協力を求めることができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、健康課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会の同意を得て委員長が定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(招集の特例)

2 委員会の最初の会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、町長が招集する。